

淀川区役所保健福祉課（生活支援）視覚障がいのある職員に対するワークアシスト
（事務補助）担当職員募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

- ・視覚障がいのある職員に対する事務補助（調査、面接時の意見聴取、書類整理保存、資料作成、パソコン入力作業なども含む。）
- ・その他（電話・窓口対応含む）生活保護業務に関することの事務処理全般

3 応募資格

次の（１）、（２）の受験資格をどちらも満たす者がこの試験を受けることができる。

（１）次の資格を満たす者

- ・基本的なパソコン操作（Excel・Word 等）ができること。
- ・文章の読み上げが問題なくできること。
- ・視覚障がいのある職員の移動（外出時含む）の補助が問題なくできること。

※視覚障がいにかかる基本的な知識や理解、視覚障がいのある人の生活にかかる支援業務（同行援護業務等）の経験、点字についての知識がある者が望ましい。

（２）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※その採用日の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

※業務の状況及び勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとし、2 回を上限として再

度の任用ができるものとする。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

9時から17時15分まで（休憩45分）

週4日（30時間）

(2) 休日

- ・月曜日から金曜日までの指定する1日
- ・土曜日および日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 勤務場所

大阪市淀川区十三東2丁目3番3号

大阪市淀川区役所保健福祉課生活支援担当（3階33番窓口）

(4) 報酬等

報酬（月額） 176,436 円～（地域手当含む）

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

他に期末・勤勉手当、通勤手当等が支給されます。

※上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 支給日

当月17日払い（1月は18日。ただし、支給日が土曜等に該当する場合はこの限りではない。）

(6) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇 付与日数：8日

付与期間：令和8年11月1日（任用日）～令和9年3月31日

特別休暇：忌引休暇、結婚休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合、生理休暇、妊娠障害休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、育児時間休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇、ドナー休暇 等

その他：育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(7) 社会保険

大阪市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険

(8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(9) その他

- ・受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- ・本選考において提出された書類等は、受付後返却しません。受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

6 選考方法

次の2つの方法により得られた結果により選考します。

(1) 論述試験（作文）

作文テーマ：視覚障がいのある職員に対して、どのような支援（サポート）が必要と思うか、あなたの考えを述べてください。

作文文字数：400字程度（指定様式）

提出方法：採用申込書等の書類とともに、申込期間内に提出

(2) 口述（面接）試験（10分程度）

主として人物について面接により行います。

日時：令和8年10月20日（火）午後1時30分開始（午後1時20分集合）

場所：淀川区役所 6階会議室

※面接試験時刻より30分以上遅刻した場合は受験できません。

7 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申し立て書 1通

※申し立て書は本市所定の様式に限ります。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 2通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

8 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 申込み期間

令和8年9月16日（水）から令和8年10月9日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時まで

イ. 申込書受付場所

〒532-8501 大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号

大阪市淀川区役所保健福祉課（生活支援担当）（淀川区役所 3 階・33 番窓口）

（2）郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）まで（当日必着）

※「生活支援担当 採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記（1）イと同じ

9 受験案内の送付

口述試験の時間等の詳細については、令和 8 年 10 月 13 日（火）に通知を発送します。
令和 8 年 10 月 16 日（金）15 時までに受験案内が届かない場合は、淀川区役所保健福祉課（生活支援）あて電話連絡してください。

10 結果通知

論述試験、口述試験を総合的に判定し採用を決定します（可否基準を定めています）。
結果については、受験者全員に通知します（令和 8 年 10 月 26 日（月）発送予定）。
なお、令和 8 年 10 月 29 日（木）までに結果通知が届かない場合は、淀川区役所保健福祉課（生活支援）へ連絡ください。
採用にならなかった方で合格基準以上の成績の方については、令和 9 年 3 月 31 日（水）まで任用候補者名簿に登録し、期間中に欠員が生じた場合に連絡させていただきます。

11 問い合わせ先

淀川区役所保健福祉課（生活支援） 担当：新熊、高砂

電話：06-6308-9872

〒532-8501 大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号 淀川区役所 3 階 33 番窓口